

子どもの権利条約フォーラム 2024 in 東京



会場アクセス

JR 池袋駅

池袋駅西口メトロポリタン出口から大学正門まで…徒歩 7分

地下鉄（東京メトロ）池袋駅

丸ノ内線 / 有楽町線 / 副都心線

地下道C3出口より大学正門まで…徒歩 7分



立教大学内の会場図はP10・P11参照

賛同金によるご協力をお願い

子どもの権利条約フォーラムは、子どもの権利の普及啓発・実践に想いのある皆さまのご協力・ご支援で成り立っています。

右記フォームから、賛同金のお申込みをいただけましたら幸いです。

「子どもの権利条約フォーラム 2024 in 東京」実行委員会では、ご支援いただく企業・団体の方と活動の理念・目的を共有することを大切にしております。子どもの権利を侵害するリスクがある事業を行う企業からのご支援や、社会的責任の見地から当フォーラムの運営に対してリスクがあると考えられる場合には、ご支援を辞退させて頂くことがあります。あらかじめご了承ください。お申し込み後、ゆうちょ振込口座の情報を送らせていただきます。

2024年
12月15日まで受付!



個人・市民団体 様
一口: 3,000円~

企業・団体 様 一口
10,000円~



第32回

子どもの権利条約フォーラム 2024 in 東京



メインテーマ

いっしょに学ぼう! つくろう! 広げよう!

~ひとりひとりの「声」が迷子にならないように~

共催	広げよう!子どもの権利条約キャンペーン 子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京実行委員会 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (事務局)	後援	こども家庭庁、東京都、豊島区、豊島区教育委員会
呼びかけ団体	子どもの権利条約ネットワーク	協力	立教大学
		助成	公益財団法人 ウェスレー財団 Wesley Zaidan

実行委員構成団体・個人

IPA日本支部/NPO法人青い空—子ども・人権・非暴力/公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本・関西連絡会/認定NPO法人ACE
江戸川子どもおんぶず/おたっ子条例を考える会/NPO法人きづく/認定NPO法人国際子ども権利センター(C-Rights)
子どもの権利条約ネットワーク(NCRC)/NPO法人佐倉こどもステーション/公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
創価学会女性平和委員会/認定NPO法人チャイルドライン支援センター/認定NPO法人チャイルドケアセンター/一般社団法人TOKYO PLAY
認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク/NPO法人PIECES/FLUFF/認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
認定NPO法人プレーパークせたがや/NPO法人そらいろのたね/les Copains d'Abord(レコパングボール)
認定NPO法人ワールド・ビジョン・ジャパン/311甲状腺がん子ども支援ネットワーク
特定非営利活動法人子どもの居場所づくり・相模原(KIDS)井狩芳子/石川航/野戸谷幸子/山口彌生(五十音順)



1. 開催スケジュール	2	7. 会場図	10-11
2. ごあいさつ	3	8. 親子・子ども向け情報	12-13
3. メインテーマに込めた想い	4	9. こどもヤ	14-15
4. 呼びかけ団体・共催団体より	4	10. 協賛広告	16-17
5. 子どもの権利条約一覧	5	11. 子どものセーフガーディングについて	18-19
6. 開催概要		会場アクセス	20
1 日目全体会	6-7	賛同金によるご協力をお願い	20
2 日目分科会	8-9		
2 日目活動発表会	10		

1. 開催スケジュール

11月9日 土

全体会

◆チャイルドフレンドリー会場 (14号館D501)
◆オンライン配信あり

9号館 大講義室

12:00 受付開始 (9号館食堂)

13:00 ~ 13:40
オープニング & パフォーマンス

13:45 ~ 15:15
子どもメンバー企画
「とどけ、わたしたちのリアル！
ひらがな、わたしたちのアクション！」

15:30 ~ 16:50
パネルディスカッション
「ひとりひとりの『声』が
迷子にならないように、私たちができること」
登壇：政策決定者、市民団体、専門家など

17:00 ~ 17:30
クロージング & パフォーマンス

11月10日 日

分科会

◆分科会は一部オンライン参加可能
◆活動発表会とクロージングセッションはオンライン参加可能

7号館・12号館・14号館

9:30 受付開始 (9号館食堂)

10:30 ~ 12:30
分科会 午前の部

12:30 ~ 14:00
昼休み **お弁当販売、あります！(9号館食堂)**

12:45 ~ 13:40
子どもたちによる活動発表会 & パフォーマンス (9号館大講義室)

14:00 ~ 16:00
分科会 午後の部

16:30 ~ 17:30
クロージングセッション (9号館大講義室)

パネル展示
12:00~17:00 (9号館食堂内)
フォーラム31年のあゆみと
ブース展示 (こども家庭庁、東京都庁、豊島区役所)

出張！プレーパーク
13:30~16:30 (9号館横ビロティ)
土曜日のプレーパークへのご参加には
フォーラムへのお申込みが必要です！

キッズスペース & 赤ちゃんスペース
(14号館D502)
赤ちゃんスペース
(9号館RSS受講生ラウンジ前会議室)
13:00~17:30

パネル展示
9:30~16:30 (9号館食堂内)
フォーラム31年のあゆみと
ブース展示 (こども家庭庁、東京都庁、豊島区役所)

出張！プレーパーク
11:00~16:00 (会場=西池袋公園)
立教大学から徒歩5分
お申込みは不要です！

2. ごあいさつ

子どもの権利条約フォーラム2024
実行委員長 子どもの権利条約ネットワーク事務局長 **林 大介**



5年ぶりの東京開催となる子どもの権利条約フォーラム。5年前の2019年は、子どもの権利条約の日本批准25年、国連採択30年という節目の年で、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」がスタートしました。そしてフォーラムは、キャンペーン事業のひとつとして文京学院大学を会場に開催しました。この時はまだ、COVID-19が世界規模で広がる前。こども基本法もこども家庭庁の議論すら夢見事の時代でした。

それから5年。日本においては、子どもの権利条約の4つの一般原則が明記されたこども基本法が施行し、こども家庭庁が発足しました。「子どもの意見表明／参加」への取り組みが始まっています。

しかし、子どもを取り巻く状況はどうなったのでしょうか。子どもが安心して生きていくことができる社会になっていると言えるのでしょうか。

日本の首都である東京での開催だからこそ、何ができるのか何をすべきなのかを、それぞれの立場から考え、深め、交流し、次の一歩につなげていきたいと思えます。

Think Globally, Act Locally. 子どもとともに、歩んでいきましょう。

子どもの権利条約フォーラム2024
実行委員長 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 専務理事・事務局長 **高井 明子**



第32回となる今年のフォーラムで、セーブ・ザ・チルドレンは共催団体、また、事務局の役割を担っています。私たちがこのような形で、深く、今年のフォーラムの企画・運営に、ほかの実行委員団体のみなさんと一緒に取り組むのには、セーブ・ザ・チルドレンの創設者、エグゼクティブ・ジェブが関連しています。

時は遡り、第一次世界大戦後に栄養不良に苦しむ子どもたちの救援活動を行っていたジェブは、1923年に子どもの権利についての世界初の公式文書とされる「ジュネーブ子どもの権利宣言」の草案をつくり、これは翌年1924年に国際連盟で採択されました。今年2024年はそれから100年、また1989年に国連で「子どもの権利条約」が採択されてから35年、さらには同条約を日本が批准してから30年という節目の年に当たります。

今年のフォーラムは、子どもの権利保障が今後継続して社会のすみずみに根付いていくようにするための具体策を、全国の子ども・大人と共に学び・考え・発信するための機会にしたいと考えています。

ぜひ、多くの方々にご参加いただければ幸いです。

子どもの権利条約フォーラム2024
副実行委員長 特定非営利活動法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク 理事長 **栗林 知絵子**



この度、わがまち豊島区で「子どもの権利条約フォーラム」が実施されます。区内の多様な子どもや大人がフォーラムに参画するために、私ができるすべての協力を今やなくていつやるの？と思い、副実行委員長を先にお引き受けしました。

平成18(2006)年、豊島区は「子どもの権利に関する条例」を制定しました。毎年学校や広報等で啓発活動を実施していますが、令和5(2023)年豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査では、子どもの権利について「知らない」または「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と答えた中学生は87%、中学生保護者は84%、高校生は98%、高校生保護者は87%という結果でした。

「子どもの権利条約フォーラム」が開催されることで、全国のみなさまと子どもの権利について改めてまなび深める機会になればと思います。

子どもの率直な声や力を共有し、仲間を増やしていきましょう。

3.メインテーマに込めた思い

子どもアドバイザーチームメンバー
(きよくん、ことね、Chisa、もえが、ゆう、わか)より

今年のテーマ

いっしょに学ぼう! つくろう! 広げよう!

～ひとりひとりの「声」が迷子にならないように～

子どもアドバイザーチームとは?

フォーラムの企画運営に携わってくれた、子どもメンバー(子どもアドバイザー)です。大人で構成されているフォーラム実行委員会が考えたプログラム案やその他の企画案などに対して、子ども目線のアドバイスやアイデアを出し、それぞれの声や意見を尊重しながら一緒にフォーラムを作りあげてきました。

「声」ってなんだろう。まとまった意見、もやもやした気持ち、それに体からのサインもぜんぶ子どもの声!でも、うまく言葉にできなかったり、言いたくても言えなかったり、勇気を出して伝えてみただけで受け止めてもらえなかったりして、その「声」はときどき迷子になっちゃう…。だけど、子どもには「声」を大切にされる権利がある!!だから、わたしたち子どもアドバイザーチームは実行委員のなかまたちと手をつないで、いっしょに学んで、フォーラムづくりをしています!みんなの「声」を広げたら、もっとすべての「声」を大切にしあえる社会に向かって歩めるはず!いっしょに学んで、つくって、広げて…さあ、レッツフォーラム!!

4.呼びかけ団体・共催団体より

子どもの権利条約フォーラム2024 呼びかけ団体より

子どもの権利条約ネットワーク代表

喜多 明人

子どもの平和に生きる権利をこそ 人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負う

今年で32回目のフォーラムとなりますが、子どもの意見表明・参加を基軸として、実行委員会におけるフォーラムの準備が着々と進んでいることをうれしく思います。

今年、子どもの権利条約を日本が批准して30年目となります。世界的には「ジュネーブ子どもの権利宣言」を国際連盟が採択してちょうど100年目の年に当たります。セーブ・ザ・チルドレンの創始者エグランタイン・ジェブが、敵味方に関係なく国境を越えて子どもの権利が守られるようにと、1924年9月26日、国際連盟の第5回総会に子どもの権利宣言を持ち込んだのです。



宣言前文には、「人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負う」とあります。この文言は第二次世界大戦後の国際連合・子どもの権利宣言(1959年採択)の前文にも受け継がれました。国際社会は、子どもの権利保障を人類的な課題としてとらえるとともに、これまで人類は子どもたちに対して“最悪のもの”である戦争(第一次・第二次世界大戦)を与えてきたこと、その反省に立って、“最善のもの”である平和をこそ、子どもの権利として保障していくことを約束してきたのです。ロシアによるウクライナ侵襲、イスラエルによるガザ侵襲が続く中で、この人類的約束をかみしめる本フォーラムにしたいと思います。

広げよう!子どもの権利条約キャンペーン

広げよう!子どもの権利条約キャンペーンは、子どもに関する活動を行う団体・個人が連携して、子どもの権利の実現・普及をめざすネットワーク団体です。

「子どもの権利」の理念が、国、自治体、学校、施設、家庭などに浸透し、「子どもの最善の利益」を優先する社会をつくることを目的として、2019年に活動をスタートしました。現在11の実行委員団体と、約220の賛同団体・個人と共に、政策提言、啓発、ネットワーク構築等の活動を行っています。

2019年に東京で開催された子どもの権利条約フォーラムを主催し、その後も協力・参加してきました。2023年にこども基本法が施行され、今後は国や自治体で子どもの声が聴かれ、子ども自身が子どもの権利を使うことができる社会を実現することが望まれます。フォーラムを通じて、その実現のためにできることは何か、一緒に考え、アクションにつなげていきましょう。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

セーブ・ザ・チルドレンは、1919年に創設された子ども支援活動を行う民間・非営利の国際組織です。日本を含む約120ヶ国において、緊急・人道支援、保健・栄養、教育、防災、子どもの保護、子どもの貧困などの分野で子どもたちを支援する活動を行っています。

1986年に設立されたセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、海外での子ども支援に加えて、国内でも子どもの貧困問題解決に向けた事業の他、大規模災害における緊急・復興支援活動や国・自治体に対する政策提言活動などを通して、子どもの権利を実現するための活動を行っています。

私たちが活動の中で大切にしていることは、当事者である様々な背景のある子どもたちの声を聴くことです。子どもたちの声から政策や制度をより良く変えていくために、何をすべきか。フォーラムを通して、皆さんと一緒に考えたいと思います。

5.子どもの権利条約一覧

子どもの権利条約第42条には、大人だけでなく、子どもたちにも条約の内容を広く知らせることが書かれています。本フォーラムでは、子どもたちには、自分自身、そしてまわりの人を大切にするために、「子どもの権利」を知ってほしいと考えます。また、大人が「子どもの権利」を知ることは、日々の生活の中で子どもを一人の人間として尊重することにもつながると考えます。イラストにも注目いただきながら、ぜひご一読ください。

制作:



<p>第1条 子どもの権利条約では、18歳未満のすべての人を「子ども」とします。</p>	<p>第2条 人種・皮膚の色・性別・言語・宗教・障害・貧富の差・考え方や生まれの環境や場所などによって差別されない権利があります。</p>	<p>第3条 国やおとなら、その子どもにとって最も良いことを優先して考えてもらう権利があります。</p>	<p>第4条 子どもは国に子どもの権利条約を守ってもらう権利があり、国は子どもの権利を保障する義務があります。</p>	<p>第5条 子どもの権利を行使できるように、親などから身の発達にあった適切な支援を受ける権利があります。</p>
<p>第6条 生きる権利・育つ権利、命を大切にされる権利があります。</p>	<p>第7条 生まれた時から、名前や国籍を持ち、できるかぎり親を知り、親に育てられる権利があります。</p>	<p>第8条 名前・国籍、身元がわかるものなど、自分のアイデンティティがうばわれないように、国から守られる権利があります。</p>	<p>第9条 虐待など子どもへの害がない限り、親と離れない権利があります。</p>	<p>第10条 他国に住む親や家族と連絡をとり、会える権利があります。</p>
<p>第11条 法に反して他国に連れて行かれず、また自分の国に戻れる権利があります。</p>	<p>第12条 自分に關するすべてのことについて意見を聴かれ、その意思を大切にされる権利があります。</p>	<p>第13条 さまざまな方法で情報や考えを得て、自由に伝えたり表現したりする権利があります。</p>	<p>第14条 自分の考えや宗教などを自分で決める権利があります。</p>	<p>第15条 市民として社会に参加するために、グループを作り、集まる権利があります。</p>
<p>第16条 プライバシーが守られ、名誉や信用を傷つけられない権利があります。</p>	<p>第17条 さまざまな情報にアクセスでき、有害な情報からは守られ、情報を有効に活用する権利があります。</p>	<p>第18条 子どもは、まず親・保護者に育てられる権利があります。そのために、子どもを育てる責任がある親・保護者を国がサポートします。</p>	<p>第19条 親・保護者からの、身体や心を傷つけるあらゆる暴力・言葉から守られる権利があります。</p>	<p>第20条 子どもは、家庭的な環境で育つ権利があります。それができない場合は、単親家庭や養子縁組、児童養護施設で暮らすなど、別の家庭的環境を得る権利があります。</p>
<p>第21条 養子縁組をする場合、その子にとって最もよいと確認された新しい環境で育てられる権利があります。</p>	<p>第22条 難民となった子供の場合、特別な保護やサポートを受ける権利があります。</p>	<p>第23条 身体や心の障害にかかわらず、社会に参加し、教育や医療サービス、仕事などの機会を得る権利があります。</p>	<p>第24条 いつでも健康であるために保健・医療サービスを受けたり、子どもの健康を害するような習慣をなくしてもらう権利があります。</p>	<p>第25条 施設に暮らしている場合、そこでの子どもの扱いが良いかどうか、定期的に調べてもらう権利があります。</p>
<p>第26条 子どもの生活を支えていくために、社会保険などのサポートを利用する権利があります。</p>	<p>第27条 身体や心を成長させていくように、十分な水準の生活を送る権利があります。</p>	<p>第28条 すべての子どもは、平等にかつ無償で教育にアクセスできる権利があります。学校の規律は、子どもたちの尊厳が守られるものでなければなりません。</p>	<p>第29条 教育によって、自分の身体と心を成長させる権利があります。教育の目的には、人権、母国や生まれ育った社会の価値観や言語、平和、友好の精神、自然環境を尊重することなどが含まれます。</p>	<p>第30条 少数民族や先住民族である場合、自分たちの文化を守り、宗教を信じ、言葉を使う権利があります。</p>
<p>第31条 子どもは、休む権利、自由な時間を持つ権利、遊ぶ権利があり、文化的・芸術的な活動に十分に参加する権利があります。</p>	<p>第32条 身体や心にとって危険な仕事や、学校に通えないような仕事など教育がさまたげられるような仕事から保護される権利があります。</p>	<p>第33条 麻薬など違法な薬物の使用や引きに巻き込まれない権利があります。</p>	<p>第34条 不法な性行為をさせられることや、性的な写真や動画を撮られることなど、あらゆる性的暴力から守られる権利があります。</p>	<p>第35条 ゆうかいされず、売り買いされない権利があります。</p>
<p>第36条 誰からも幸せをうばわれず、子どもの成長に害を与える、あらゆる搾取や不当な扱いから守られる権利があります。</p>	<p>第37条 こうもんと死刑など、身体や心を傷つける非人道的な扱いを受けず、不当に自由をうばわれない権利があります。</p>	<p>第38条 子どもは平和に生きる権利があります。紛争・戦争でたたかうことを強いられたり、紛争・戦争に巻き込まれた場合には、保護される権利があります。</p>	<p>第39条 あらゆる暴力の犠牲者、対象となった子どもは、身体と心を回復させ、社会に復帰し、尊厳を取り戻すための支援を受ける権利があります。</p>	<p>第40条 法に反する行為を行った子どもは、社会に復帰できるような、人間の尊厳についての意識が高まる形で対応される権利があります。</p>
<p>第41条 「子どもの権利条約」よりもっと良い法律や決まりがあれば、それを使う権利があります。</p>	<p>第42条 おとなだけでなく子どもも、「子どもの権利条約」を知る権利があります。</p>	<p>1989年11月20日に国連総会で採択された「子どもの権利条約」は全部で54条ありますが、43条から54条は特に、国・国際機関・その他の組織や団体に対する約束ごとです。そのため、この一覧表には、特に子どもたちに知ってほしい42条までの条文を掲載しています。</p> <p>特設サイトにもアクセスしてみよう!</p>		

6.開催概要

11月

9 全体会

日土

1日目のプログラム(13:00~17:30)

9号館
大講義室

オンライン
配信あり

チャイルド
フレンドリー会場
14号館
D501

◆チャイルドフレンドリー会場(14号館D501)では、教室内のスクリーンで全体会の中継もご覧になれます。歩き回っても、おしゃべりしてもOKです!

DAY
1

12:00 受付開始(9号館食堂) 地図は10-11ページ

13:00 ~ 13:40 オープニング&パフォーマンス

- ◆全体会オープニングご挨拶
こども家庭庁長官 渡辺 由美子氏、呼びかけ・共催団体、実行委員長
- ◆大会テーマ宣言 子どもアドバイザー
- ◆子どもパフォーマンス 東京子どもアンサンブル

13:45 ~ 15:15 子どもメンバー企画 とどけ、わたしたちのリアル! ひろがれ、わたしたちのアクション!

運営 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
助成 Supported by THE NIPPON FOUNDATION

15:30 ~ 16:50 パネルディスカッション ひとりひとりの「声」が迷子に ならないように、私たちができること

- ◆登壇者: こども家庭庁 長官官房参事官(総合政策担当) 中原 茂仁氏
世田谷区副区長 中村 哲也氏
特定非営利活動法人 豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 理事長 栗林 知絵子氏
特定非営利活動法人 サンカクシャ 代表理事 荒井 佑介氏
児童精神科医・子どもの虐待防止センター・国立成育医療研究センター 山口 有紗氏
- ◆ファシリテーター: 文教大学人間科学部准教授 青山 鉄兵氏

17:00 ~ 17:30 クロージング & パフォーマンス

- ◆子どもパフォーマンス すがも児童合唱団
- ◆全体会クロージングご挨拶 副実行委員長

出張プレーパーク 要 フォーラム申込 9号館横ピロティ

キッズスペース(9日のみ) 14号館D502・赤ちゃんスペース 9号館RSSC受講生ラウンジ前会議室

12:00~17:00 パネル展示 ● フォーラム31年のあゆみとブース展示

9号館 食堂内

◆Peatixで必ずお申込みください

全体プログラム
のお申込みは
こちらから



会場参加



オンライン参加



DAY
1

注意事項

- ◆会場内での撮影および録音は、禁止とさせていただきます。なお、許可を得たスタッフが会場内で、遠景や背後から参加者を撮影させていただくことがあります。 ※「会場」: プログラムが行われている教室や会議室・総合受付のある食堂やピロティのこと
- ◆撮影・SNSルールについて、詳しくは、配布のチラシをご覧ください。
- ◆11月10日は、立教大学内のごみ箱は使えません。ごみは必ずお持ち帰りください。



東京子どもアンサンブル

東京子どもアンサンブルは、障害の有無にかかわらず歌の好きな子どもたちが集まった、無料で参加できる子どもコーラスです。2017年にエル・システムジャパンと東京芸術劇場の共催事業として開始し、現在、視覚障害のある子どもたちや、そうした子どもたちと接点がなかった子どもたちが支え合い、切磋琢磨しながら活動しています。

子どもメンバーコメント(フリー・ザ・チルドレン・ジャパン子どもメンバー)

子どもの権利条約フォーラム 1日目の全体会では、子どもたち自身が参加して企画を行う「子どもメンバー企画」を実施します!この企画は子どものリアルな現状を参加者に伝え、アクションに繋がってもらうためのトークセッションが行われます。企画から当日の運営まで、認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパンのサポートを受けながら子どもがチャレンジします!初めてのことでドキドキですが、みなさまといっしょに“子どものリアル”を学んで、つくって、広げていく時間にしたいと思っています!1日目全体会内の子どもメンバー企画で、みなさんの参加をお待ちしています♪



ファシリテータープロフィール 青山 鉄兵氏

文教大学人間科学部准教授
社会教育分野を中心に子ども・若者の体験活動や居場所の研究・実践・政策に関わる。文部科学省生涯学習調査官、国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター客員研究員、中央教育審議会社会教育のあり方に関する特別部会委員、こども家庭審議会こどもの居場所部会委員、東京YMCA 長期キャンプ「野尻学荘」副荘長などを兼務。



すがも児童合唱団

すがも児童合唱団は、楽鴨に設立して32年目を迎えました。豊島区でのコンサート活動を中心に、テレビや映画、Netflix やディズニーマジックチャンネルでも歌っています。キングレコードではたくさんのCDレコーディングに参加させて頂き、活動の場が広がっています。すがも児童合唱団はYouTubeチャンネルもございますので是非ご覧ください。
<https://sugamo-jr-chorus.com/>

1日目

2日目

会場図

親子・子ども向け情報

こどもモヤ

協賛・メモ

子どものセーフガーディング

11月 10日 分科会

2日目のプログラム(10:30~17:30)
午前の部 10:30~12:30



場所	7号館 12号館 14号館	分科会 カテゴリ	① 子どもの参画 ② 安心して生きる権利 (貧困・虐待・社会的擁護など) ③ 遊ぶ権利・学ぶ権利 ④ 権利擁護/権利保護 ⑤ 多文化共生 ⑥ 子どもの権利条約 ⑦ 居場所 ⑧ 不登校 ⑨ 障害 ⑩ アドボカシー/子どもの意見表明 ⑪ その他
----	---------------------	-------------	---

No.	分科会名	主催団体	場所	カテゴリ
01	子どもの権利を尊重する関わり方	おおたっ子条例を考える会	7号館 7204	② ⑧
02	みんなの思いを気球に乗せて/ 「子どもの権利」について考えよう!	としま子どもの権利相談室	7号館 7253	③ ⑩
03	意見ばくはつ!子どものけんり なんでやねん!すごろく	子どもの権利条約 関西ネットワーク	7号館 7301	⑥ ⑩
04	本当のじぶん色を知ってみよう!作ってみよう!伝えてみよう! こどもの正直な気持ちを引き出す 色と言葉のワークショップ	一般社団法人 日本こども色彩協会	7号館 7302	① ⑦
05	本のある居場所(ライブラリー)で子どもの声を聴く ~まちのライブラリーの実践報告と 子どもの話を聴く技術(メタファシリテーション) ミニワークショップ~	特定非営利活動法人 ムラのミライ	12号館 第1・2 会議室	① ⑦
06	広がれアクションの輪 ~フィリピンスタディツアーでの体験から~	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン フィリピンスタディツアーメンバー	12号館 第3・4 会議室	② ⑥
07	イラストゲームで、知ろうよ!学ぼうよ! 言葉にしようよ!世界人権宣言と子どもの権利	アムネスティ・インターナショナル 日本/人権教育チーム/HRET	14号館 D302	⑥ ⑪
08	「夢みる校長先生」上映会と交流会 ~子どもファーストの学校をめざして、つながろう!~	認定NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	14号館 D501	③ ⑥
09	アドラー心理学の勇気づけ育児で おとなが変わる、それが出発点	日本アドラー心理学会 学習グループリーダー	14号館 D402	④ ⑥
10	意見表明の土台は、遊ぶ権利の保障から ~子どもの遊びから聞こえてくる、子どもの声~	一般社団法人TOKYO PLAY	14号館 DB01	① ③
11	「子どもの権利擁護の視点から 『高校内居場所カフェ』を再定義する ~となりカフェの実践~」	一般社団法人 officeドーナツトーク	7号館 7205	② ④
12	子どもの権利をとりまく国際動向 子どものウェルビーイングとエンパワーメント	NCRC 子どもの権利条約ネットワーク	14号館 D301	③ ⑪
13	メディアって、子どもの権利や ウェルビーイングとどう関わっているの?	NPO法人PIECES 一般社団法人Everybeing	14号館 D401	① ⑥
14	性の多様性から考える みんなが過ごしやすい「居場所」って?	一般社団法人 にじーず	7号館 7201	② ⑦

◆Peatixで必ずお申込みください
分科会一覧
お申込みは
こちらから



2日目のプログラム(10:30~17:30)
午後の部 14:00~16:00



場所	7号館 12号館 14号館	分科会 カテゴリ	① 子どもの参画 ② 安心して生きる権利 (貧困・虐待・社会的擁護など) ③ 遊ぶ権利・学ぶ権利 ④ 権利擁護/権利保護 ⑤ 多文化共生 ⑥ 子どもの権利条約 ⑦ 居場所 ⑧ 不登校 ⑨ 障害 ⑩ アドボカシー/子どもの意見表明 ⑪ その他
----	---------------------	-------------	---

No.	分科会名	主催団体	場所	カテゴリ
01	聴いてみよう 話してみよう ~わかりあうためのコミュニケーション~	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	7号館 7201	① ⑩
02	かるたと動画で子どもの権利を楽しく学ぼう!	認定NPO法人 国際子ども権利センター (C-Rights シーライツ)	7号館 7204	① ⑥
03	こどもを性暴力から守るために	CAPなのはな	7号館 7205	② ④
04	Leaf College オープンキャンパス ~こどもがつくるけんりのがっこう~	Leaf College Project (リーフカレッジプロジェクト)	7号館 7252	① ⑩
05	子どもの権利かるたをつくろう!	一般社団法人 子どもの声からはじめよう	7号館 7301	① ⑩
06	えほんでしたしむこどものけんり ~おしえて!あなたのお気に入り絵本~	こどものマイクけんきゅうかい	7号館 7302	③ ⑪
07	子どもの家庭で育つ権利(代替養育)と 意見表明権について	早稲田里親研究会	12号館 第1・2 会議室	⑩ ⑪
08	北欧の事例をヒントに、 子どもの意見を言う権利・決定に参加する権利 ・成長する権利などを考える	NPO法人 デモクラシーフェスティバルジャパン	12号館 第3・4 会議室	① ⑩
09	子どものメンタルヘルスとウェルビーイング ~コロナ禍を振り返り子どもの権利の観点から 今後の展望に繋げる~	認定NPO法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン (コンソーシアム Every Child's Voice)	14号館 D301	① ⑩
10	声にならない声を聴く ~CAP実践現場からの報告、おとなが知ること・できること~	NPO法人 青い空一子ども・人権・非暴力	14号館 D302	② ④
11	何ができる?~声を封じられてきた 小児甲状腺がん患者と私たち~	311甲状腺がん子ども支援 ネットワーク	14号館 D401	② ⑩
12	大人のものさし見直そう ~いま見つけ直す子どもの権利条約と 社会的マトリートメント予防を考える座談会~	大人のものさし見直そう 実行委員会2024	7号館 7253	⑪
13	ゲームやアクティビティをしながらみんなで考えよう! 学校で子どもの権利を大切にすること	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	14号館 D402	① ⑥
14	「夢みる校長先生」上映会と交流会 ~子どもファーストの学校をめざして、つながろう!~	NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	14号館 D501	③ ⑥

2日目のプログラム(10:30~17:30)

お弁当販売
12:30~14:00 9号館 食堂にて
200食限定!

DAY
2

12:30~14:00 お昼休み

12:45~13:40 活動発表会 (場所:9号館大講義室)

国内または海外で、子どもの権利の推進に関連する活動を行っている団体(特に、子どもがメインとなって活動している団体)による活動内容や活動を進める中で大事にしていることなどについての発表会です。会場では飲食も行えますので、ぜひお昼を食べながら、ご参加ください(ゴミは必ずお持ち帰りください)。

国内外の子ども団体によるパフォーマンスや活動発表を予定しています!

◆ パフォーマンス: SUPLIFEの子どもたち



NPO法人SUPLIFE
NPO法人SUPLIFEは「どんな人もその人らしく暮らしていける社会」を目指し、豊島区を拠点に活動している団体です。障がいのある子、ない子をエンタメで繋ぎ、小さな頃から共に育ち合い、お互いを自然と知る中で、大人になった時の心の壁が少しでもなくせたらと考え活動をしています。

オンライン
参加申込みは
こちら▶▶



◆ 団体活動発表: としま子ども会議

とやま子どもの権利条約ネット
Save the Children Hong Kong

フォーラムに関する
アンケートにご協力ください
集計結果はフォーラム報告書に
掲載予定です(所要時間:約3分)

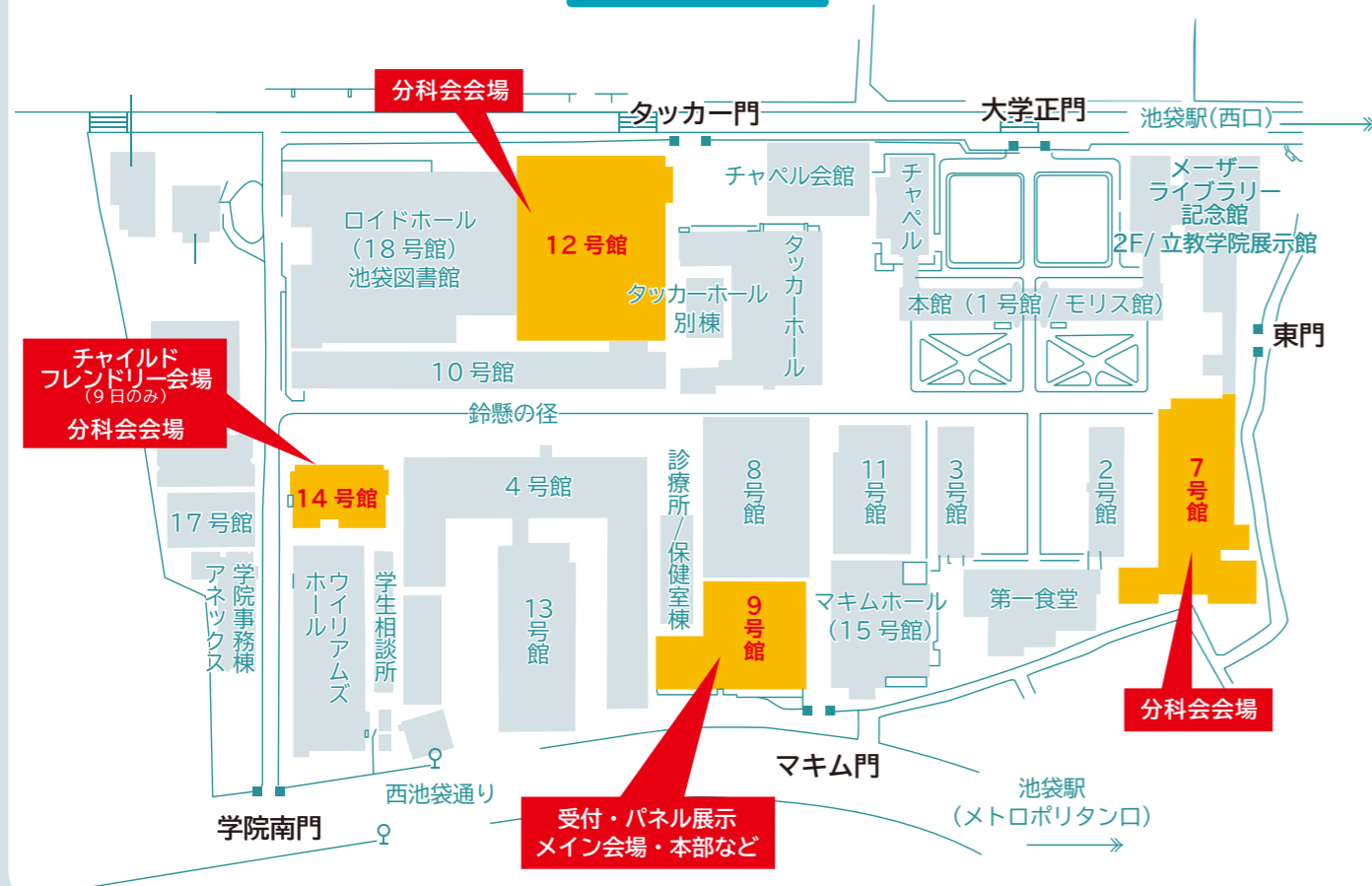


16:30~17:30 クロージングセッション (場所:9号館大講義室)

フォーラムの振り返りを行い、今年のテーマを実現するためにこれからできるアクションについて、みんなで一緒に考えを深めます。

7. 会場図

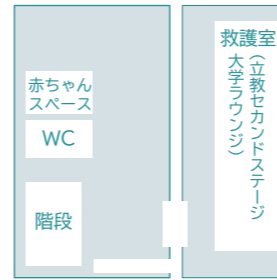
全体図



建物内

9号館

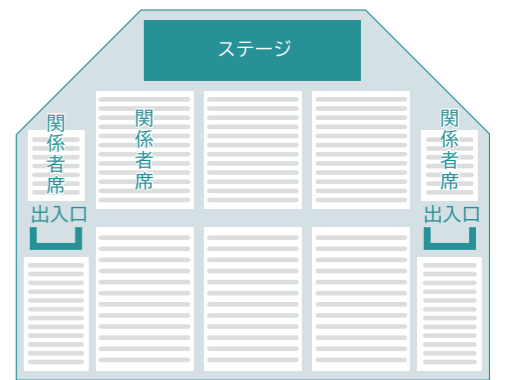
1階



プレーパーク
11月9日
13:30~
16:30まで



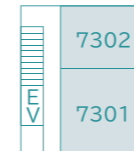
2階



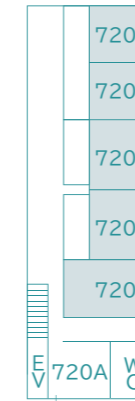
7号館

A棟

3階

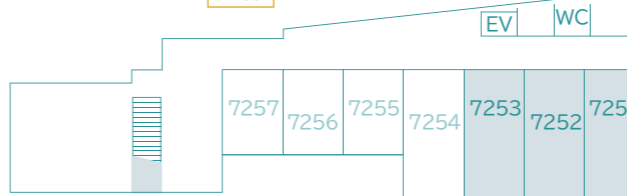


2階



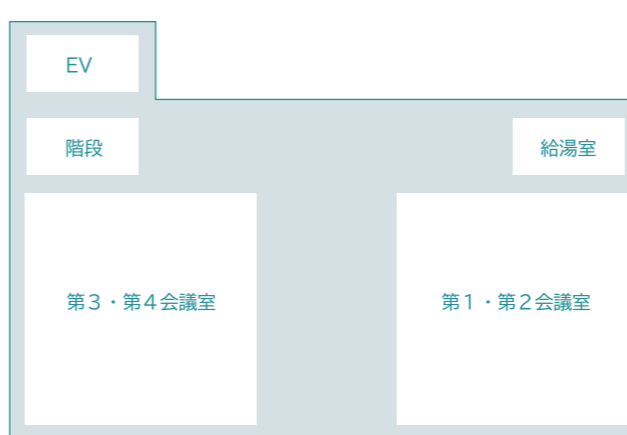
(同時通訳ラボ)

B棟



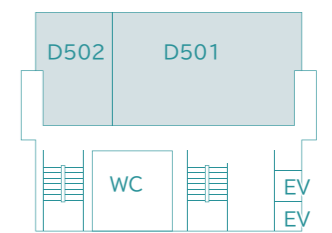
12号館

地下1階

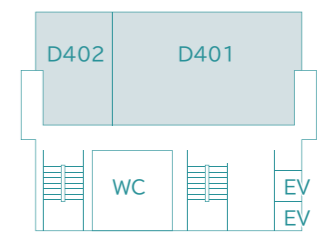


14号館

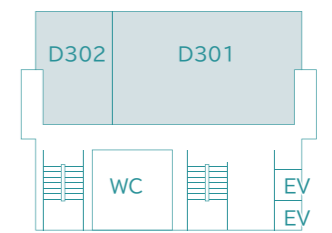
5階



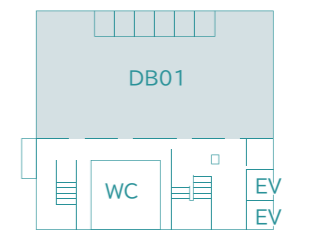
4階



3階



地下1階



◆7号館2階にはA棟とB棟の連絡通路がありませんのでご注意ください。それぞれ、1階からのみ2階と3階にアクセスできます。

8. 親子・子ども向け情報

出張！プレイパーク

9日は、「みちあそび！」

10日は、「ダンボールでつくってあそぼう！」

子どもにとって大切な権利の一つ、「遊ぶ権利」。自由な遊びを通してありのままの自分を出せるような、子どもが主役の遊び場「プレイパーク」。その雰囲気味わえる遊び場が立教大学・西池袋公園に出現！思いっきり遊んでみよう！

乳幼児は保護者と一緒に参加してね！

(小学生からは子どもだけでOK!)



11月9日(土) 13:30~16:30 みちあそび！

昔遊びに、木育おもちゃ、ボールころころ！のんびりゆったり遊べます！

◆会場：立教大学池袋キャンパス 9号館受付横ピロティ（雨天の場合は会場が14号館D502に変更になります）

◆協力：豊島子どもWAKUWAKUネットワーク他

◆9日のプレイパークへの参加には、フォーラムへのお申込みが必要です。



11月10日(日) 11:00~16:00 ダンボールでつくってあそぼう！

ダンボールを切ったり、貼ったり！思いつくまま、自由に作りたいものを作ろう！



◆会場：西池袋公園
(雨天の場合は会場が14号館D502に変更になります)
◆共催：豊島区・子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京
◆10日のプレイパークへの参加には、フォーラムへのお申込みが不要です。直接会場にお越しください。

雨天中止

14号館D502に別会場を設けます

◆立教大学正門から西池袋公園まで徒歩約5分

Googleマップ▶▶



キッズスペース・赤ちゃんスペース

キッズスペース 11月9日(土)のみ13:00~17:30

◆会場：立教大学池袋キャンパス 14号館D502

赤ちゃんから大人まで、ゆったり過ごせる空間です。教室内スクリーンで、全体会の中継もご覧になれます！

子どもの権利条約に関する書籍や絵本を読むこともできます。

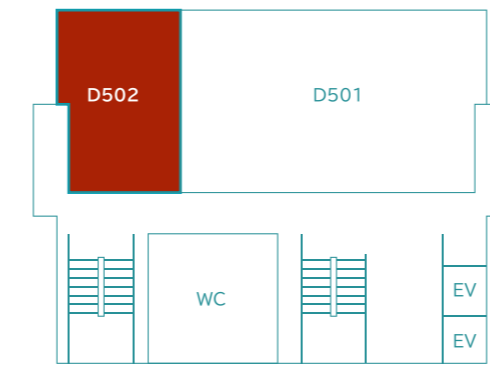
◆協力：江戸川子どもおんぶず、生かそう！子どもの権利条約出版社(有志)の会

※ 託児のサービスはありません



14号館

5階



ベビーカーのまま、エレベーターでアクセスできます！

赤ちゃんスペース 11月9日(土) 13:00~17:30
11月10日(日)10:30~17:30

◆場所：9号館RSSC受講生ラウンジ前会議室

授乳やおむつ替え等ができるスペースです。

おむつ替えベッドや授乳用のイス、電気ケトルをご用意しております。

▶▶使用済みのおむつはお持ち帰りください

9号館



9.こどもヤ

子どもたちが抱えるモヤモヤ

「こどもヤ」を募集しています

こどもヤ

子どもたちは日々の暮らしの中で何を感じ、何を考えているんだろう？子どもたちのモヤモヤ＝声から見えてくる願いや、社会の課題はなんだろう？

子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京実行委員会は、子どもたちとともに生きる私たち大人が、さまざまな環境で暮らす子どもたちの声を知り、受け止め、そして子どもの権利について考えることが大切だと思っています。

そこで、今年のフォーラムでは、子どもみなさんが日々の生活で感じる「こどもヤ」を募集し、特設Instagramでその声と関連する子どもの権利条約の条文と一緒に紹介しています。

また、フォーラム会場内(9号館食堂内)でも、集まったこどもヤを掲示し、その場でのこどもヤ募集も行っています。ぜひ全国の子どもたちから集まったいろいろな声を見に来てください。子どもみなさんは、ぜひ普段感じているモヤモヤを寄せてください！

「こどもヤ」概要

- ◆対象：18歳未満の方(それ以上の方でも、年齢記載の上で記入いただいても構いません)
- ◆募集期間：2024年9月6日～11月10日
- ◆参加方法：Googleフォームより投稿 <https://x.gd/fFLFu>

こどもヤ募集フォーム

子どもの皆さん、普段の生活の中で感じているモヤモヤを、ぜひ私たちに伝えてください。



こどもヤInstagram

Instagramでの発信もチェック＆拡散してくださいね！



こどもヤ

自分の未来の生活や環境に不安。幸せになれるだろうか

岐阜県 高校2年生

こどもヤ

子どもは国に子どもの権利条約を守ってもらう権利があり、国は子どもの権利を保障する義務があります。

子どもの権利条約 第4条 権利が守られる権利

私たち大人には、子どもたちが安全に暮らす権利を保障する責任があります。今を、そして次の時代を生きる子どもたちに、私たちは何ができるでしょうか。

こどもヤ

親がゲームに対して敵意をいっている

埼玉県 15歳

こどもヤ

子どもには、休む権利、自由な時間を持つ権利、遊ぶ権利があり、文化的・芸術的な活動に十分に参加する権利があります。

子どもの権利条約 第31条 遊ぶ権利・休む権利

おとなの考える「将来のため」などといった目的を優先するだけでなく、子どもには「今」を楽しんだり、味わったりする権利もあります。

こどもヤ

バイトの時給低すぎる!

東京都 16歳

こどもヤ

子どもの権利条約 第32条 労働に関する権利

労働条件および労働時間に配慮が必要なのは、決しておとなだけではありません。

こどもヤ

小学校の制服で、短いズボンとスカートしかないのが、いや。ほんとは、制服がいや。

福岡県 10歳

こどもヤ

すべての子どもは、平等にかつ無償で教育にアクセスできる権利があります。学校の制服は、子どもたちの尊厳が守られるものでなければなりません。

子どもの権利条約 第26条 教育を受ける権利

子どもの才能や能力を、制限するような決まり事がないか、おとなは日常的に確認する必要があります。

こどもヤ

今の学校は、学校主体だと思います。子供主体の学校になれば良いと思います。

栃木県 中学2年生

こどもヤ

子どもの権利条約 第12条 意見を聴かれる権利

子どもたちの主体的な意思表示を、おとなはどのように受け止めていくのでしょうか？

こどもヤ

ネットが学校で取られると相談してくるから、真剣に相談に乗ってるのに、「みんなが暗くなるからもういい」と抜けていく。

岐阜県 高校1年生

こどもヤ

子どもの権利条約 第19条 暴力から守られる権利

どんな形態であっても暴力は許されません。子どもたちが日々抱える悩み、小さな声のSOSに、おとなはどう応付、どう対応できるでしょうか。

こどもヤ

がっこうにぶらんことじゆうなじかんがほしい。

神奈川県 6歳

こどもヤ

子どもの権利条約 第31条 遊ぶ権利・休む権利

子どもは、子どもの権利並びに子どもの年齢に適した遊びに自由に参加する権利があります。また、そのような機会が十分か、準備がどうかについて、おとなは考える必要があります。

こどもヤ

いじめを、たくさんのおとなに訴えたのに、見過ごされ、無かったことにされました。

東京都 17歳

こどもヤ

子どもの権利条約 第6条 生きる権利・育つ権利

いじめは、子どもの権利の重大な侵害です。生きる権利、育つ権利、物産を受ける権利はすべて関係があります。あったことを、なかったことにする、おとなの責任を、見過ごす、そんなおとなの姿を、子どもにみせてはいけません。

こどもヤ

学校の授業で先生に問題を当てられてわかんなかった時に「こんなもん分かんないのがずっと立てて」って言われてめっちゃ反論したかったけど撤回して内申書下げたくないしほかに先生に言われるのもやだから反論出来なかったこと。

青森県 16歳

こどもヤ

子どもの権利条約 第12条 意見を聴かれる権利

子どもが自由に表現できる環境をつくり、守り、子どもの「声」を聞くように、おとなは何ができるでしょうか。知らないうちに、子どもの意見を封じていませんか？

こどもヤ

学校の給食のメニューを、自分たちで選べるようにしてほしい。

神奈川県 小学6年生

こどもヤ

子どもの権利条約 第3条 子どもの最善の利益

学校やおとなが決めたまじまなルールは、子どもの声を聞き、子どもが参加したいものになっているでしょうか？子どもにとっていちばん良いことを考えられているでしょうか？

こどもヤ

ニュースをつけると、政治のニュースが流れてきますがそのニュースの内容がこんなこと報道する必要ある？や、こんな人達に日本は任せられない！と良くモヤモヤ感じます。

愛媛県 15歳

こどもヤ

子どもの権利条約 第12条 意見を聴かれる権利

おとな子どもが理解しあい、より良い社会を形成できる未来にむけて、政治に子どもの意見を反映することは重要です。

こどもヤ

たばこってどうしてからだにわるいのに、わざわざかって、すうの？くさいからうらななければいいのに!

愛知県 4歳

こどもヤ

子どもの権利条約 第24条 健康・医療への権利

おとなは子どもの健康に害をおよぼすことのないよう、必要な対策をとる必要があります。皆さんの周りであらゆる権利を享受している子どもはいませんか？

こどもヤInstagram

Instagramでの発信もチェック＆拡散してくださいね！



こどもヤ

10. 協賛広告

下記法人以外にも、たくさんの個人、市民団体、企業等からご支援をいただきました。誠にありがとうございました。
賛同金のお申込みは、12月15日まで行っております(詳細は裏面をご覧ください)。



公益財団法人
ベネッセこども基金

ベネッセこども基金は 子どもたちが
自らの可能性を広げられる社会を目指して
4つのテーマに取り組んでいます。

- 病気・障がい
を抱える子どもの
学び支援
- 子どもの
安心・安全を
守る活動
- 経済的困難を
抱える子どもの
学び支援
- よりよい社会づくりに
つながる
学び支援



サッポロ 一番

サンヨー食品株式会社は、
一人ひとりに愛される、
価値ある食を創造し、
幸せな社会づくりに貢献します。

サンヨー食品の社会貢献活動は、
ホームページで詳しくご覧いただけます。
<https://www.sanyofoods.co.jp/company/csr/>

MEMO



フォーラムに関する
アンケートにご協力ください
集計結果はフォーラム報告書に
掲載予定です(所要時間:約3分)

アンケート記入
はこちら

11. 子どものセーフゲーディングについて

子どものセーフゲーディング

このフォーラムでは、「子どもの権利条約」に基づく子どもの権利の考え方が大切にされ、子どもがより安心して参加できる環境づくりをめざします。そのため、実行委員会をはじめとする関係者は「子どものセーフゲーディング方針」とその「行動規範（こうどうきはん）」に沿って活動します。

「子どものセーフゲーディング」とは、子どもが安心して安全に活動できるよう、子どもの権利に反する行動・言葉・態度や危険を予防し、責任をもって対応する組織全体の取り組みのことです。フォーラムに参加する子どもには、安心・安全に守られる権利があります。このフォーラムに参加するすべての人に、以下のご協力をお願いします。フォーラム中に違反する行為や気になることばを見聞きしたり、経験した場合には、**セーフゲーディング通報相談窓口**にご相談ください。

このフォーラムに参加するだれもが大切にしてほしいこと

- ◆ 参加する子どももおとなも「子どもの権利条約」に基づく子どもの権利を大切にすること。
- ◆ 子どももおとなも、年下でも年上でも、どんな性別でも、誰を好きでも、どんな国籍や職業や家庭環境でも、病気や障害のある人もない人も、学校に行っていない人も、勉強が苦手な人も得意な人も、見た目や考え方や感じ方が違って、一人ひとりの意見を大切に、人として尊重すること。
- ◆ 誰もが安心・安全に発言できて、コミュニケーションをとることができる環境をみんなで作ること。
- ◆ 写真撮影やSNSなどで発信する時には、フォーラムにかかわるすべての人にとって安心・安全な方法や内容になるようにすること。（会場では撮影や録音の制限があります。スタッフの指示やルールに従ってください。）

このフォーラムに参加する子どもたちへ

子どもが参加するこのフォーラムでは、おとなは、子どもにガンガン指示・命令したり、思い通りに意見を言わせようとしたり、子どもの心や体を傷つけたり、性的なことを目的に近づいたりしないこと。つまりね、子どもが安心して安全に、自分らしく参加できることをおとなが約束するものだよ。

これが子どものセーフゲーディング



イラスト：高柳ようこ

このフォーラムでは、おとなが子どもに連絡先を聞くことはありません。フォーラムで出会った人から 個人情報（氏名、電話番号、住んでいる所、通っている学校、SNSのアカウントなど）を聞かれたり、直接連絡がきたら、保護者かスタッフに相談して！

このフォーラムに参加するおとなが子どもに約束すること

このフォーラムでは、子どもたちが安心・安全に参加できる場づくりをめざし、スタッフや関係者はセーフゲーディングの「行動規範（こうどうきはん）」に従って行動します。また、参加者や保護者の方も、特に次のことを約束し、お互いを尊重するフォーラムづくりにご協力ください。行動規範のくわしい内容は右のQRコードから確認できます。

- ◆ ベたべたと体をさわったり、性的なことをしたり、言ったりしません
- ◆ 怖い気持ちになるような言葉を使っておどしたり、指示をしたりしません
- ◆ 着替えやトイレのときなど、自分でできることを手伝ったりしません
- ◆ このフォーラムとは別のことで連絡をしたり、連絡先を教えあったりしません
- ◆ たたく、けるなど、暴力をふるいません
- ◆ 性的なことを想像させるような、しぐさや態度をとったりしません
- ◆ 見下したり、無視したり、軽くみたり、差別をしたりしません
- ◆ 宿泊するときに、同じ部屋や布団で寝ることをしません
- ◆ 暴力的、性的な画像や動画を教えたり、見るように言ったりしません

行動規範



本フォーラムにおいて、セーフゲーディングの行動規範が守られないことや、子どもの権利が侵害されたり、その疑いがある場合には、対象の子どもの安心・安全を確保し、問題の解決を図るとともに、再発防止に努めます。不安や疑問を感じた時や子どもから相談があった時には、速やかに通報相談窓口にご連絡ください。



イラスト：高柳ようこ

つうほう そうだん まどぐち 通報相談窓口

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

子どももおとなも窓口で相談できます。
相談や報告した人についての情報や秘密はまもられます



03-6859-0328



japan.safeguarding@savethechildren.org

フォーラム当日の相談は9号館1階食堂内・受付の横の窓口にお声がけください